

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から十三年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和六年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、六・九億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小・中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和三年三月九日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和三年度から七年度までの五年間を新たな復興期間として「第二期復興・創生期間」と位置付け、令和三年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和五年四月一日時点で約三千七百人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もし

くは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。

福島復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和七年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、左記の事項の実現について、地方自治法第九十九条にもとづき、意見書を提出します。

記

一、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和七年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和六年九月十九日

相馬市議会議長 高玉 良一

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

様

財務大臣